

消防法施行規則の一部を改正する省令等について

令和 2 年 12 月
消 防 庁 予 防 課

(1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項（別記様式関係）

【概要】

下記の省令及び告示に規定する各様式における届出者等の押印を不要とし、各様式中の㊟マークを削除するもの。

消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号)	別記様式第 1 号の 2	消防計画作成（変更）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2	防火・防災管理者選任（解任）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2	全体についての消防計画作成（変更）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 2	統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3	防火対象物点検報告特例認定申請書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3	管理権原者変更届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 の 3	自衛消防組織設置（変更）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 4	防災表示者登録申請書
	別記様式第 1 号の 2 の 3	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
	別記様式第 1 号の 7	工事整備対象設備等着工届出書
	別記様式第 1 号の 8	特殊消防用設備等性能評価申請書
	別記様式第 1 号の 9	特殊消防用設備等性能評価変更申請書
	別記様式第 1 号の 10	特殊消防用設備等大臣認定申請書
	別記様式第 1 号の 11	特殊消防用設備等変更承認申請書
	別記様式第 1 号の 12	データ審査方式申請書
	別記様式第 2 号、第 3 号	型式試験申請書
	別記様式第 4 号、第 5 号	型式承認申請書
	別記様式第 6 号	氏名（名称、代表者の氏名、住所）変更届出書
	別記様式第 7 号	型式適合検定申請書
	別記様式第 8 号	輸出品承認申請書
別記様式第 9 号	自主表示対象機械器具等表示届出書	
別記様式第 10 号	届出事項変更届出書	
別記様式第 11 号	製造（輸入）事業廃止届出書	
別記様式第 12 号	輸出品承認申請書	
別記様式第 14 号	防災管理点検報告特例認定申請書	
別記様式第 15 号	管理権原者変更届出書	
平成 14 年消防庁告示第 8 号	別記様式第 1	防火対象物点検結果報告書
平成 16 年消防庁告示第 9 号	別記様式第 1	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
平成 20 年消防庁告示第 19 号	別記様式第 1	防災管理点検結果報告書

【背景】

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、新型コロナウイルス感染症防止等の観点から、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。

これを受け、消防法令において押印を求めている様式について、その押印の必要性を検討し、届出者等の押印を全て廃止することとした。

【施行日】

これらの省令・告示は、公布の日から施行する。

(2) 消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項
 (規則第4条の2の4第1項、第31条の6第4項関係)

【概要】

消防法令に期間の定めのある下記の点検及び報告（以下「点検等」という。）について、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の事由の影響により、当該期間ごとに点検等を行うことが困難であるときにおける期間の延長に係る規定を定めるため、消防法施行規則を改正し、あわせて所要の規定の整備を行うもの。

改正対象	改正概要	関係法令
防火対象物の点検及び報告 防災管理対象物の点検及び報告	新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、消防法令に定める期間ごとに左記の点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検等を行うものとする。	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。） 第4条の2の4第1項 （規則第51条の12第2項において準用する場合を含む。）
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告		規則第31条の6第4項

【背景】

今般、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の感染拡大防止のため、人との接触機会の低減が求められる中で、消防法令に期間の定めのある点検等について、当該期間内に点検を行い、又はその結果を報告することが困難である場合が想定されたことから、今後同様の事案が発生した場合に対応するため、改正を行うこととした。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。

(3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項 (規則第4条の2の6第2項関係)

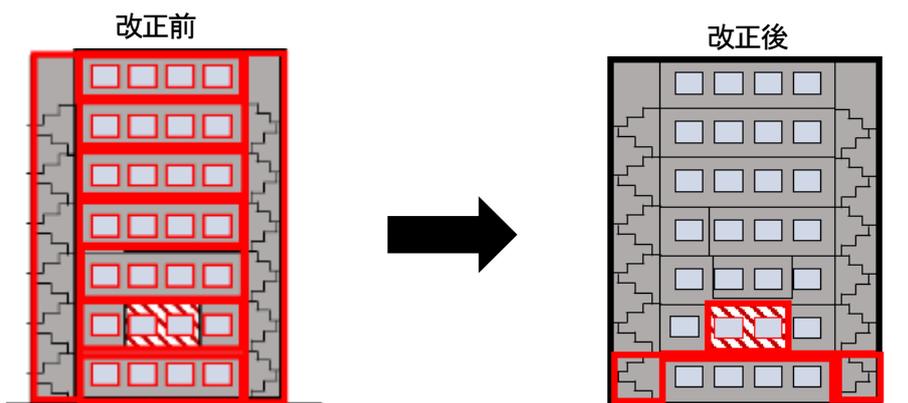
【概要】

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2第1項の規定による防火対象物点検について、特定共同住宅等（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号に規定するものをいい、これに類する防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。以下同じ。）に係る点検基準を合理化するもの。

(1) 点検基準を合理化する防火対象物の部分

下記の①及び②以外の部分

- ① 旅館・ホテル・養護老人ホーム・障害者支援施設・保育所等の用途に供される部分
(消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）イ、（6）ロ及びハ）
- ② ①に掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路



(2) 合理化する点検基準

規則4条の2の6該当号	点検項目の内容	点検の方法	免除の有無 (改正後)
1号	防火管理者及び消防計画届出状況	書類確認	免除されない ✓ 耐火構造等をもっても安全が担保されないため
1号の2	自衛消防組織届出状況	書類確認	
2号	消防計画に基づく実施状況	書類確認	
3号	統括防火管理者及び消防計画届出状況	書類確認	免除される ✓ 耐火構造等により安全が担保されるため
4号	避難上必要な施設等の管理	現地確認	
5号	防災対象物品の指定表示状況	現地確認	
6号	圧縮アセチレンガス等届出状況	書類確認	
7号	消防用設備等設置状況	現地確認又は書類確認	
8号	消防用設備等検査状況	現地確認又は書類確認	
9号	市町村長が定める基準	基準に応じて現地確認又は書類確認	

【背景】

近年、小規模福祉施設や民泊施設が増加しているところ、これらの用途がごく一部でも存する特定共同住宅等については、収容人員が300人以上である場合等に、建物全体に防火対象物の点検報告の義務が生じることとなっている。

この点、当該点検報告は、防火対象物の管理権原者に対し、過度の業務面及び金銭面の負担を生じさせるものであることから、特定共同住宅等への小規模福祉施設や民泊施設等の新規入居等について、間接的な妨げとなっている点が指摘されていた。

これらを踏まえ、「火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険に応じた防火対象物点検報告の実施に係る検討を行い、火災の発生又は延焼のおそれの少ない特定共同住宅等について、規制の見直しを行うこととした。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。

(4) 消防設備士免状の写真に関する事項（規則第33条の6第3項関係）

【概要】

規則に規定する消防設備士免状の写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者については顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとするものである。

【背景】

消防設備士免状に添付する写真については、個人識別の観点から、これまで「無帽」とされていたものであるが、宗教上や医療上の理由への配慮に係る要望を踏まえ、当該理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要することとした。なお、旅券申請用写真や運転免許申請用写真においては既に当該要件を認めている。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。